

- 2 原動機ヲ有スル機械ニ在リテハ之ヲ同時ニ行フヲ原則トス
- 3 機械ノ附屬品及當該機械ニ關係アル部分ニ付テモ検査スルモノトス
- 4 定期検査ヲ行ヒタルトキハ試運轉ヲ行フモノトス

## D 臨時検査

## 第20條 臨時検査ハ下記ニ依ルヘシ

- 1 臨時検査ハ特別ノ場合ヲ除キ定期検査ト同様ニ施行スルモノトス
- 2 新設ノ場合ハ据附説明書及仕様書ニ明記スル所ニ依ルヘシ

## 第3章 築 港

○大連港築港基本水準基標 (昭和6.5  
達甲第12號)

大連港築港基本水準基標下記及圖面ノ通設定ス

## A 基本基標

設定位置 埠頭3番地東北隅(第1埠頭東側元吠哨灘岩礁上)

標 高 築港基準面上 6米

## B 補助基標 埠頭ビルディング表玄関西側窓臺

標 高 築港基準面上 6米8

(附 圖)

282(自283  
至290 缺)

第2類 一般工事 第3章 築港

# 築港基本水準基標位置圖

